

○津山圏域資源循環施設組合債権管理条例施行規則

平成30年5月1日

津山圏域資源循環施設組合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合債権管理条例（平成30年津山圏域資源循環施設組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 条例の施行に関する事項については、津山市債権管理条例施行規則（平成29年津山市規則第41号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と、「市の」とあるのは「組合の」と、「市が」とあるのは「組合が」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えについては、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

（津山圏域資源循環施設組合税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の廃止）

2 津山圏域資源循環施設組合税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則（平成28年津山圏域資源循環施設組合規則第1号）は、廃止する。

付 則（令和6年9月3日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。